

平成20年6月19日

国土交通省 自動車交通局  
旅客課長 藤田 耕三 様

(社)全国乗用自動車連合会  
会 長 富 田 昌 孝

(財)全国福祉輸送サービス協会  
会 長 関 淳 一

訪問介護事業を行う旅客自動車運送事業者について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当業界に対して格別のご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

バリアフリー新法の制定を機に、タクシー業界としては、さらに移動困難な旅客に係るケア輸送サービスの推進を図ることとしているところです。また、事業者によっては、夜間対応型訪問介護サービスや介護施設の運営等に取り組み、高齢者の通院等地域の足として乗合タクシーを運行するなど、積極的に地域の公共交通機関の役割を果たしています。

さて、現在、道路運送法の事業許可を受けた事業者について、訪問介護事業所若しくは居宅介護事業所である前提のもとに、自家用自動車の有償運送が許可されております。しかし、事業許可を受けた事業者による介護保険の不正受給事例がみられるように、法令遵守に危惧を抱かせる現状もあります。

つきましては、厚生労働省の担当課と連携の上、訪問介護事業所（居宅介護事業所）の指定取り消し等の処分を受けた運送事業者、団体の適切な事業運営が図られるよう、より一層の対応をお願いいたします。

もとより、旅客運送事業者団体として、今後とも傘下会員に対する周知、徹底を図る所存であり、引き続きご指導方宜しくお願い申し上げます。

敬具